

第5章 企業誘致促進事業

雇用の拡大をはじめ、定住人口の増加や市民所得の向上を図るため、新たな企業の誘致や既存立地企業の拡充を重要施策として位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

1. 事業概要

(1) 基本方針

本市においては、少子高齢化が進行し人口減少が続く中、これに歯止めをかけ、定住人口の増加と地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

これまで、企業立地の取り組みは、徳久工業団地等への新規企業誘致、既存立地企業の増設等支援、市内への事業所誘致という3本柱で進めており、誘導業種については、半導体や自動車などの先端産業向け高度部材産業、農商工連携による地域資源活用型産業、会津大学の立地を生かしたICT関連産業のほか、今後、更なる成長が見込まれる再生可能エネルギー関連産業、医療福祉関連産業の集積に向けた取り組みを行ってきたところです。

引き続き、これまでの取り組みを継承しながら、本市の地勢的優位性や安全性、各関連施設の集積ポテンシャルの高さ、国・県との連携による優遇制度の充実などを効果的にPRするほか、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地の整備に向けた取り組みを推進することで、企業立地の促進及び雇用の創出を図ってまいります。

(2) 主な工業団地の状況

①会津若松河東工業団地の完売

会津若松河東工業団地は、平成23年2月に「㈱グリーン発電会津」（区画1）、同年6月に「㈱サンブライト」（区画3）、平成24年2月に「㈱羅羅屋」（区画2）、平成25年5月に「西田精機㈱」（区画5）、平成27年8月に「㈱NNH」（区画4東側）が新規立地するとともに、平成25年5月及び平成27年8月に「㈱サンブライト」（区画4西側）が工場を増設したことにより全区画が完売し、新たな雇用の創出が図られています。

②会津若松徳久工業団地の分譲及び完売

会津若松河東工業団地の分譲状況を踏まえ、継続的な企業誘致を図るため、新たな企業立地の受け皿として、会津若松工業団地北側（門田町徳久地区）に、会津若松徳久工業団地を整備し、平成２８年１１月に分譲を開始しました。

分譲開始後、平成２８年１１月に「株会津クォーツ」（区画３－２）、同年１２月に「会津コスモス電機株」（区画１）、平成３０年３月に「東亜テクニカル株」（区画３－１）、平成３０年１１月に「ヒメジ理化株」（区画２及び４）が新規立地したことにより全区画が完売し、新たな雇用の創出が図られています。

今後も、雇用の創出による地域経済の活性化に向け、新規企業誘致や地元企業の増設支援に取り組めます。

2 優遇制度

(1) 企業立地奨励金

① 企業立地奨励金の対象

奨励金の区分	交付対象施設	種別	交付要件	交付金額	交付期間
企業立地奨励金	工場又は植物工場	新設	次に掲げる条件をいずれも満たすこと。 1 設置する工場又は植物工場の敷地面積が1,000平方メートル以上であること。 2 投下固定資産総額が1億円以上又は新たに雇用する常勤従業員（以下「新規雇用常勤従業員」という。）の数が工場については30人以上、植物工場については20人以上であること。	工場等の設置後、当該設置に係る固定資産に最初に賦課された固定資産税に相当する額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）	3年
		増設	次に掲げる条件をいずれも満たすこと。 1 設置する工場又は植物工場の建築面積が500平方メートル以上であること。 2 投下固定資産総額が3,000万円以上又は新規雇用常勤従業員の数が工場については20人以上、植物工場については10人以上であること。		
		移転	移転を行うこと。		
	事業所	新設	投下固定資産総額が5,000万円以上又は新規雇用常勤従業員の数が5人以上（中小企業者にあつては、2人以上）であること。		
		増設	投下固定資産総額が2,000万円以上又は新規雇用常勤従業員の数が1人以上であること。		
		移転	移転を行うこと。		
	研究所又はコールセンター	新設	投下固定資産総額が5,000万円以上又は新規雇用常勤従業員の数が20人以上であること。		
		増設	投下固定資産総額が2,000万円以上又は新規雇用常勤従業員の数が10人以上であること。		
		移転	移転を行うこと。		

賃貸借型 企業立地 奨励金	工場	新設	新規雇用常勤従業員の数が 30 人以上であること。	工場等の用に供する建物に係る 1 年間の賃借料の合計額（建物賃借に付随する経費を除く。）に 4 分の 1（中小企業者が事業所の用に供する建物を賃借する場合にあっては、2 分の 1）を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、その額が 500 万円を超えるときは、500 万円とする。）	3 年
		増設	新規雇用常勤従業員の数が 20 人以上であること。		
	事業所	新設	新規雇用常勤従業員の数が 5 人以上（中小企業者にあっては、2 人以上）であること。		
		増設	新規雇用常勤従業員の数が 1 人以上であること。		
	研究所、 コールセ ンター又 は植物工 場	新設	新規雇用常勤従業員の数が 20 人以上であること。		
		増設	新規雇用常勤従業員の数が 10 人以上であること。		
設備投資 奨励金	工場等		次に掲げる条件をすべて満たすこと。 1 投下償却資産総額が 5,000 万円以上の機械等を新たに取得すること。 2 新規雇用常勤従業員の数が 1 人以上であること。	新たに取得した機械等に最初に賦課された固定資産税に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	1 年
雇用奨励 金	工場等		次に掲げる条件をいずれも満たすこと。 1 上記の各奨励金の交付要件のいずれかを満たすこと。 2 工場等の操業を開始した日又は新たに取得した機械等による操業を開始した日を含む 1 年を超えない期間（当該操業を開始した日前の期間を含む。）内に市の区域内に住所を有する者を 10 人以上新規雇用常勤従業員とすること。	市の区域内に住所を有する新規雇用常勤従業員 1 人につき 10 万円	1 年

② 市長の指定する地域

ア 工場（製造業）又は植物工場の新設、増設及び移転

本市の区域内のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項に規定する準工業地域、工業地域（門田町大字飯寺字村東の一部を除く。）及び工業専用地域並びに会津若松高久工業団地

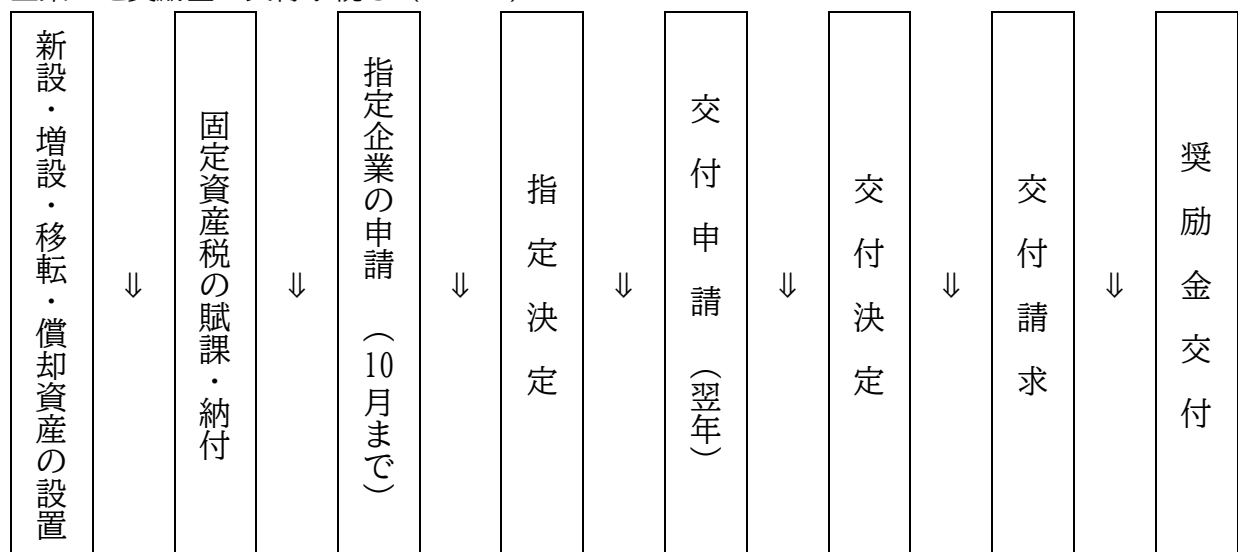
イ 研究所（自然科学研究所及び製造業の研究部門）の新設、増設及び移転

本市の区域内のうち、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（門田町大字飯寺字村東の一部を除く。）、工業専用地域及び会津若松高久工業団地

ウ 事業所（情報サービス業）及びコールセンターの新設、増設及び移転

本市の区域内のうち、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

③ 企業立地奨励金の交付手続き（フロー）



(2) 地域未来投資促進法に基づく優遇制度

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、福島県では、県内6つの地域（県北、県中、県南、会津、相双、いわき）において、基本計画を策定し、国より同意を得た。事業者が基本計画に適合する「地域経済牽引事業計画」を策定し、県の承認を受け、事業を実施した場合、不動産取得税や固定資産税の減免措置などの支援を受けることができる。

1 前提条件

以下の特例を受けるためには、県から事業計画承認後、かつ施設等取得前に国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要がある。

2 地方税（不動産取得税・固定資産税）の課税の特例

【要件】

- ①土地・建物・附属設備・構築物の取得価格が1億円超であること
- ②前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- ③対象事業の売上高伸び率（%） $\geq$ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%）+5%かつ、対象事業の売上高伸び率（%）がゼロを上回ること
- ④以下のいずれかの先進性（全国と同分野において先駆的な取組）を有すること
 - ・開発又は生産する製品の先進性
 - ・開発又は提供する役務の先進性
 - ・製品の生産又は販売の方式の先進性
 - ・役務の提供の方式の先進性

不動産取得税	課税免除
固定資産税	課税免除（初年度から3年間）など

※対象資産に機械装置は含まれない

3 法人税の課税の特例

【要件】

- ①投資額が2,000万円以上であること
- ②～④は「地方税（不動産取得税・固定資産税）の課税の特例」に同じ

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価格の合計額のうち本税制の支援対象となる金額は100億円が限度

※特別償却は限度額まで償却しない場合、不足額を翌年度に繰り越すことができる

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限

(3) 中小企業等経営強化法に基づく優遇制度

先端設備等導入計画は、中小企業等経営強化法に規定された中小企業者が、設備投資等を通じて、労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、新たに導入する設備が所在する市町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業者が認定を受けることが可能です。市町村の認定を受けた中小企業者は、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

1 前提条件

先端設備等導入計画の認定を受けることが出来る中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。

2 先端設備等導入計画の記載内容

中小企業者が、一定期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が新たに導入する設備が所在する市区町村の「導入促進基本計画」及び国の基本方針に適合する場合に認定を受けられます。

- ① 一定期間とは、3年間、4年間又は5年間です。
- ② 労働生産性とは、 $(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{原価償却費}) / \text{労働投入量}$ （労働者数又は労働者数 $\times$ 1人当たり年間就業時間）の式によって算出します。
- ③ 一定程度向上とは、直近の事業年度比で労働生産性が年平均3%以上向上することです。
- ④ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである必要があります。

3 税制支援

中小事業者等が、適用期間内に、雇用者等給与額支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間1/2に軽減されます。また、計画に位置付けた賃上げの方針が3%以上のものである場合は、5年間にわたって1/4に軽減されます。

【対象設備】

以下の対象設備のうち、次の要件を満たすもの

- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

対象設備	最低価額（1台）
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物付属設備	60万円以上

3 企業立地促進成功報奨制度

1 概要

企業立地推進員及び情報提供者が、市に立地希望企業の情報を提供し、立地交渉に協力し、その結果、当該企業が本市に立地し、操業を開始後、所用の要件を満たした場合に、土地・建物にかかる固定資産税評価額の3%（上限1,000万円）を交付するものです。

2 目的

本制度は、企業立地に関する情報収集機能の強化及び企業誘致の実効性を高めることを目的としています。

3 情報提供者

企業立地に関する情報を有し、本市の企業誘致施策にご協力いただける方で、市と企業の仲介や交渉等に取り組むことができる者（個人・法人を問わない。）

※ 活動費は、無償

4 対象業種

ア 製造業

イ 情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業等）

ウ サービス業のうち自然科学研究所、製造業の研究部門

エ 植物工場（完全人工光型に限る）

5 支給要件

項 目	製造業、植物工場	情報サービス業、自然科学研究所、 製造業の研究部門
面積要件	敷地面積 1,000㎡以上	事務所等の延べ床面積 300㎡以上
投資額要件	固定資産評価額が 5,000 万円以上	固定資産評価額が 1,000 万円以上
雇用要件	地元新規常勤従業員数が 10 人以上 （ただし、市民に限る）	地元新規常勤従業員数が 5 人以上 （ただし、市民に限る）

※ 土地の取得・賃貸借、あるいは、土地・建物の取得・賃貸借が対象となります。

※ 情報提供者が仲介して新規立地に至った際、操業開始後、1年以内に申請が必要です。

※ 上記支給要件は、操業開始後、3年以内に満たすこと。

6 成功報奨金の額

土地及び建物に係る固定資産評価額の3%以内（限度額1,000万円）

7 成功報奨金の支払い時期

企業の操業開始後